

令和8年度 第1回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和8年7月1日（水）

午後1時30分～

場所：藤枝市役所 西館5階 大会議室

所管：藤枝市健康福祉部

こども未来応援局こども課

議事次第

1 開会

2 新委員紹介

3 委員長挨拶

4 こども未来応援局長挨拶

5 出席委員確認及び議事内容確認

6 議事

【協議事項】

（1）こども計画の進行管理について・・・・・・・・・・・・・資料2

（2）乳児等通園支援事業者の認可について・・・・・・・・・・・・・資料3

（3）特定乳児等通園支援事業者の確認について・・・・・・・・・・・・・資料4

7 報告事項

8 その他

次回：第2回藤枝市子ども・子育て会議

令和9年3月を予定

藤枝市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分毎、敬称略
※令和8年4月1日現在

No.	選出区分	所属等	氏名	
1	1号	藤枝市教育委員	ナガタ エミコ 永田 恵実子	教育委員代表
2	1号	藤枝市立高洲南小学校校長	ムラマツ カズノブ 村松 一伸	校長会代表
3	2号	藤枝市保育協会 会長	シンバ ショウコ 榛葉 省子	保育協会代表
4	2号	藤枝託児ボランティアサークル 代表	タカヤマ ユミ 高山 由美	市民活動団体代表
5	2号	藤枝市私立幼稚園・認定こども 園協会	イムラ メグミ 伊村 恵美	私立幼稚園・認定こども園協会代表
6	2号	まつばっこ第4児童クラブ主任指 導員	ハギワラ ヤヨイ 萩原 八代衣	社会福祉協議会推薦
7	3号	藤枝市社会福祉協議会 常務理事	オザワ カズナリ 小澤 一成	社会福祉協議会代表
8	3号	藤枝市民生委員・児童委員協 議会児童福祉部会長	スズキ キミヨ 鈴木 紀美代	民生委員・児童委員協議会代表
9	3号	藤枝市青少年健全育成推進 会議理事	ムラタ マサユキ 村田 政之	青少年健全育成推進会議代表
10	4号	幼稚園児を持つ親代表	ナカムラ ヨウスケ 中村 陽介	私立幼稚園・認定こども園協会推薦
11	4号	放課後児童クラブを利用する 親代表	タカハシ サオリ 高橋 沙織	放課後児童クラブを利用する 親代表
12	4号	保育園児を持つ親代表	スギタ ユミ 杉田 優美	保育協会推薦
13	4号	藤枝商工会議所 副会頭	ワタナベ ヒロフミ 渡邊 博文	商工会議所推薦
14	4号	志太地区労働者福祉協議会	ワタナベ タカノブ 渡邊 高延	志太地区労働者福祉協議会推薦
15	4号	NPO法人わかもののもち 代表理事	トビ ジュンヤ 土肥 潤也	こども家庭庁 こども家庭審議会委員

- 1号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
2号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
3号委員 子ども・子育て支援に関する関係団体に所属する者
4号委員 その他市長が必要と認める者

事務局

こども未来応援局長		マキタ ツヨシ 牧田 剛	
こども課		こども・若者支援課	
課長	アオシマ カズノリ 青嶋 和徳	課長	キシモト ノブヒロ 岸本 史弘
保育統括担当参事	シラサギ アケミ 白鷺 朱美	主幹兼 こども・若者サポート担当係長	モリシタ キョウタ 森下 恭太
子育て包括支援担当参事	イグミ カヨ 伊久美 佳代	主幹兼 こども・若者サポート担当係長	セキヤ トシオ 関谷 敏夫
子育て政策係長	タカハシ ユウキ 高橋 佑季	主幹兼 こども・若者サポート係長	タジマ マリコ 田島 麻里子
主幹兼子育て応援係長	カノウ ユウコ 加藤 祐子	家庭支援給付係長	ナガシマ ヒロユキ 永嶋 宏行
主幹兼保育推進係長	ホリエ トシフミ 堀井 稔文	こども発達支援課	
主幹兼子育て包括支援係長	ムラマツ マナ 村松 真奈	課長	ナカヤ ナミジ 中谷 波路
子育て包括支援担当係長	マツシタ チナツ 松下 千夏	主幹兼 発達教育担当係長	スズキ シノブ 鈴木 忍
		発達支援係長	フジタ マサヒロ 藤田 昌宏
事務局連絡先(子育て政策係)			
054-643-3246(直通) 054-643-3260(FAX)			
jido@city.fujieda.shizuoka.jp			

藤枝市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、藤枝市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、支援法及び基本法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 藤枝市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 藤枝市こども計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設に関すること。
- (5) 特定地域型保育事業に関すること。
- (6) 特定乳児等通園支援事業に関すること。
- (7) その他こども施策の推進に関すること。

(組織)

第4条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する団体に所属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、児童福祉を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 会議の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和5年3月20日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日条例第9号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月19日条例第32号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月18日条例第32号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

藤枝市子ども・子育て会議公開要領

藤枝市子ども・子育て会議の公開について、次のとおり定める。

1 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
 - ア 会議において、藤枝市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を取り扱う場合
 - イ 会議を公開することにより、公正・円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- (2) 会議を公開しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 公開の方法等

- (1) 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、市民等の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。
- (3) 会議に際しては、当該会議の会議次第を傍聴者に配布するものとする。
- (4) 報道機関が取材を行う場合には、必要に応じ記者席を設けるものとする。
- (5) 会議の途中から会議を非公開とする必要が生じたときは、委員長は、その理由を傍聴者に説明し、速やかに退席を求めるものとする。

3 傍聴の受付等

- (1) 傍聴の受付は、先着順とし、傍聴受付簿に傍聴者の住所、氏名等を記載させることにより行う。ただし、多数の傍聴希望者が事前に予測される場合は、抽選によることができる。
- (2) 危険物を携帯しているなど事前に会議の妨害になると認められる場合は傍聴を禁止することができる。

4 会場の秩序維持

委員長は、次の各号に掲げる事項を傍聴者に遵守させるとともに、当該事項に違反していると認められる場合は傍聴者を退場させるなど会場の秩序維持に努めるものとする。

- (1) 静粛に傍聴し、議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真撮影、録音、録画を行わないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 会議開催の通知

公開で行う会議の開催に当たっては、広報ふじえだや市ホームページ等により周知を図るものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

6 会議記録の閲覧等

公開した会議の会議記録を市ホームページ等により、会議の結果の公表に努めるものとする。

7 事務局

会議の事務局は、藤枝市児童福祉担当課において行うものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年10月30日より施行する

藤枝市子ども・子育て会議傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 会議の傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で住所及び氏名を受付簿に記入し、事務局職員の指示に従って傍聴席に着いてください。
- (2) 傍聴の受付は先着順とするが、受付開始時に定員を超える申し出があった場合は抽選とします。ただし、受付開始時に定員に満たないときは、その全員を傍聴者とし定員の残数は先着順とします。
- (3) 危険物を携帯していたり、酒気を帯びているなど事前に会議の妨害になると認められる場合は傍聴を禁止します。

2 会議の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守ってください。

- (1) 静粛に傍聴し、議事に批判を加え又は賛否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。
- (2) 会議の遵守事項に違反していると認められる場合において、委員長が注意したにもかかわらず、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

附則

この要領は、平成25年10月30日より施行する

**藤枝市こども計画の
進行管理について
【事業別評価書】**

重点事業 5 年計画の進捗状況

1 幼児教育・保育環境の向上

(ア) 計画策定時の方向性

幼児教育・保育施設の整備計画については、待機児童ゼロの維持に向け、ニーズ調査結果等から算出した量の見込みに対して、必要とする定員の確保を図ります。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：人）

			R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計 画 値	1 号	量の見込み	1,518	1,455	1,348	1,305	1,300
		確保の方策	1,973	1,973	1,938	1,938	1,938
		特定教育・保育施設・ 幼稚園（新制度移行）	1,553	1,553	1,518	1,518	1,518
		幼稚園（私学助成）	420	420	420	420	420
	2 号	量の見込み	1,212	1,162	1,076	1,042	1,038
		確保の方策 特定教育・保育施設・ 地域型保育施設	1,414	1,414	19	1,414	1,414
	3 号	量の見込み	1,144	1,137	1,163	1,137	1,117
		確保の方策	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281
		特定教育保育施設	833	833	833	833	833
		地域型保育施設	448	448	448	448	448
実 績 値	1 号	実績確保数	1,973				
		特定教育・保育施設・ 幼稚園（新制度移行）	1,553				
		幼稚園（私学助成）	420				
	2 号	実績確保数 特定教育・保育施設・ 地域型保育施設	1,414				
	3 号	実績確保数	1,281				
		特定教育保育施設	833				
		地域型保育施設	448				

(ウ) 今後の方向性

園児数が減少する中、幼稚園、保育所等の認定こども園化や利用定員の見直し等により、適正な利用定員を図ったため、利用定員が減少しております。今後も関係機関と確実な調整を行い、必要量に応じた定員の確保に取り組んでいきます。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

担当課

こども課

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（ア）計画策定時の方向性

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行います。

国が示した算出方法の量の見込みに対して、必要とする定員の確保を図ります。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：人）

		R 7 年度当初	R 8 年度当初	R 9 年度当初	R 1 0 年度当初	R 1 1 年度当初
計 画 値	量の見込み	－	65	65	65	65
	確保の方策	－	66	66	66	66
	0歳児	－	28	28	28	28
	1歳児	－	19	19	19	19
	2歳児	－	19	19	19	19
実 績 値	実績確保数	－				
	0歳児	－				
	1歳児	－				
	2歳児	－				

（ウ）今後の方向性

令和7年度は、令和8年度の制度開始に向け、実施施設の募集や認可、支給認定事務などの準備を行いました。今後は、利用者の需要量と供給量を見極め、事業を行って参ります。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

担当課

アこども課
イ生涯学習課

3 地域子ども・子育て支援事業

① 放課後児童健全育成事業

ア 放課後児童クラブの整備

(ア) 計画策定時の方向性

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、基本的な生活習慣や、異年齢の仲間との交流を通じた社会性の習得、発育段階に応じた遊び等ができる生活の場、遊びの場の確保に努めます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

(単位：人)

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計 画 値	量の見込み	1,602	1,553	1,508	1,446	1,374
	確保の方策	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539
実 績 値	実績確保数	1,539				
	利用児童数	1,398				

(ウ) 今後の方向性

今後は、さらに教育委員会等の関係機関との連携を深め、児童数の推移や利用ニーズに基づき余裕教室の確保や民間事業者の活用を視野に入れ、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりを進めます。

イ 放課後子ども教室の拡充

(ア) 計画策定時の方向性

放課後や週末等に、小学校や公共施設等を活用し、地域住民の協力を得て、スポーツ、文化活動などの体験活動や交流活動、学習師会等に参加できる場の確保に努めます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計 画 値	実施箇所数	7	7	8	8	8
	利用者数（人）	480	480	510	510	510
実 績 値	実績箇所数	7				
	利用者数（人）	456				

(ウ) 今後の方向性

放課後児童クラブとの一体的あるいは連携した運営となるよう引き続き取り組むとともに、地域・小学校・地区交流センター等と協力し、施設の共有や人的支援等による支援体制の構築を進めます。また教室未開設校区で実施した「出張！放課後子ども教室」では、参加者より「楽しかった」という声を多くいただいたため、今後も継続し事業周知に努めていきます。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

担当課

こども課・生涯学習課

3 地域子ども・子育て支援事業

① 放課後児童健全育成事業

ウ 連携又は一体型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進

(ア) 計画策定時の方向性

放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、保護者の就労状況を問わず、全ての児童が参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
計 画 値	実施箇所数	3	3	4	4	4
	利用者数（人）	310	310	340	340	340
実 績 値	実績確保数	4				
	利用者数（人）	309				

(ウ) 今後の方向性

令和7年度は藤岡、広幡、西益津、藤枝中央教室において児童クラブと連携を図りました。
児童クラブの児童が参加できるよう情報共有や両者での協議による連携を図りました。
今後も、児童クラブとの連携を図り、全ての児童が参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

担当課

こども課・健康推進課

3 地域子ども・子育て支援事業

②利用者支援に関する事業（子育てコンシェルジュ、こども家庭センター、地域子育て相談機関）

（ア）計画策定時の方向性

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業等の連絡調整等を行います。
- ・こども課内に子育てコンシェルジュ（保育士有資格者）2名を配置し、保育に関する相談対応、入園案内等の相談体制の構築します。こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期を一体的に相談、支援を行います。地域子育て支援センターと連携し、必要な支援に繋がります。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：箇所）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計画値	量の見込み	9	9	9	9	9
	確保の方策	9	9	9	9	9
実績値	実績確保数	9				
	過不足 (実績-量の見込み)	0				

こども課内の子育てコンシェルジュについては、保育士2名を配置し、子育て世帯への情報提供や相談を行いました。令和7年度は、窓口・電話合わせて2,087件の保育に関する相談・対応、入園案内等にあたりとともに、子育てに係る各施策の情報の発信元としての役割を担っています。また、健康推進課（保健センター内）にて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施しています。

併せて、国が定める「地域子育て相談機関」に位置付けられている「公立支援センター」7箇所において、妊産婦や子育て世帯の身近な相談を受け、必要に応じて専門的な支援に繋がりました。

重点事業5か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

③地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)

(ア) 計画策定時の方向性

・子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する情報提供や相談、援助を行い、地域の子育て支援機能の充実に努めます。

・保健センターや関係機関と連携し、情報交換の場を設ける等して、妊娠期から子育て期まで途切れない支援を提供します。

・子育て支援センターがさらに身近なものとなるよう、地域支援活動や「あかちゃん講座」の開催、子育ての相談に専門家が対応する「まちの保健室」等の事業を行います。

(イ) 年次計画(計画値、実績値)

(単位: 延べ人/年)

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計 画 値	量の見込み	106,416	105,467	107,270	104,565	102,144
	確保の方策	107,000	107,000	107,300	105,000	104,000
	実施か所数	13	13	13	13	13
実 績 値	実績	133,685				
	過不足 (実績-量の見込み)	27,269				
	実施か所数	13				

(ウ) 今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響により一時期利用者が減少していたが、令和4年度からさらに利用者数は増加し、身近な相談の場、遊びの場として多くの子育て中の親子に利用されました。これまで以上に子育て中の親子に寄り添い、子育てに関する情報提供や相談対応等を実施し、更なる地域の子育て力の向上を図るとともに、世代を超えた地域子育て支援を展開していきます。

④妊婦に対して健康診査を実施する事業

(ア) 計画策定時の方向性

・正期産となる妊娠37週からの利用率は徐々に低下しますが、将来の出生見込数に基づき、量の見込み量を算出しています。

・すべての妊婦が必要とする健診回数を受診できるよう勧奨します。

(イ) 年次計画(計画値、実績値)

(単位: 延べ回/年)

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計 画 値	量の見込み	10,444	10,192	9,954	9,688	9,506
	確保の方策	10,444	10,192	9,954	9,688	9,506
実 績 値	実績	7,418				
	過不足 (実績-量の見込み)	△3,026				

(ウ) 今後の方向性

妊婦の数638人、受診券配布数10,283枚、受診券利用数7,418枚、(利用率72.1%)

妊娠届出時に妊婦健康診査受診票を最大16回分/人交付し、多胎妊婦は最大21回分/人を交付しました。正期産となる妊娠37週からの利用率は徐々に低下しますが、高い利用率を維持しているため、今後も継続し適切な受診行動を勧めていきます。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

（ア）計画策定時の方向性

・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、こどもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切な支援を行います。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：人／年）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計画値	量の見込み	748	731	714	696	684
	確保の方策	748	731	714	696	684
実績値	実績	622				
	過不足 (実績-量の見込み)	△126				

（ウ）今後の方向性

引き続き生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、こどもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切な支援を行います。

⑥養育支援訪問事業

（ア）計画策定時の方向性

育児不安等を抱え、継続的な支援を必要とする家庭に重点を置き、概ね1歳未満の子を持つ養育者に対し、養育支援員が家庭訪問することにより、安定した子育てができるように支援します。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：人／年）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計画値	量の見込み	86	84	81	79	78
	確保の方策	86	84	81	79	78
実績値	実績	76				
	過不足 (実績-量の見込み)	△10				

（ウ）今後の方向性

乳児家庭全戸訪問事業などにより、支援が必要だと判断された家庭に対して、必要な訪問回数を確保できています。

関係機関での情報共有・連携が等が重要であるため、今後も児童福祉・母子保健担当による週1回の合同ケース会議、また養育支援員、育児サポーター、子育て支援センターも加えた月1回の合同ケース会議を開催し、より適切な支援計画のもと、安定した子育てができるよう支援を行います。

重点事業5か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

⑦育児サポーター派遣事業

(ア) 計画策定時の方向性

・今後、産後ケア事業（助産師の支援）の充実が進み、育児サポーター派遣事業の利用が減少することも見込まれるため人口推計値から20%程度の利用を見込んで算出しています。

・育児サポーター（保育士）が、育児の援助や相談に応じ、赤ちゃんの日々の成長、発達の喜びを母親と共有しながら、育児への不安や負担感を軽減していくことで、母親としての自信が持てるような支援を行います。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：人／年）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
計 画 値	量の見込み	150	150	140	140	140
	確保の方策	150	150	140	140	140
実 績 値	実績	165				
	過不足 (実績-量の見込み)	15				

(ウ) 今後の方向性

育児サポーター（保育士）が、出産後間もない時期の母親と1対1で日常の一部に関わり、育児の補助や相談対応、情報提供を行い、育児の孤立化を防ぎ、子育てを応援しています。令和6年度は、生後概ね1年までの子育て中の家庭165件を訪問し、育児支援を行いました。今後も妊娠から切れ目ない支援を届けるため、母子保健事業をはじめとする関係機関との迅速かつ充実した連携を継続します。

⑧子育て短期支援事業

(ア) 計画策定時の方向性

保護者が子どもを養育することが一時的に困難となる場合等に、一定期間必要な養育または保護をします。子どもと家庭を取り巻く課題が複雑・多様化する中、必要となる家庭に対し速やかにサービスの提供ができるよう、制度の周知と受け皿の確保に努めていきます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
計 画 値	量の見込み	29	28	27	26	26
	確保の方策	30	30	30	30	30
実 績 値	実績	15				
	過不足 (実績-量の見込み)	△14				

(ウ) 今後の方向性

本事業は、保護者の疾病等の理由により家庭内での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設1箇所委託し、一時的に里親宅に保護する事業である。

令和7年度は、保護者の疾病等（出産、体調不良）により養育が困難になった世帯に対し、利用調整を行い、延べ15人の児童が利用した。

計画値は、算出の考え方を踏まえ、本事業の利用が望ましい児童・世帯数を推計し、延べ30人としている。今後も引き続き、支援が必要な家庭に対して利用の調整を行う。

担当課

⑦子ども課

⑧子ども・若者支援課

重点事業 5 か年計画の進捗状況

担当課

⑨⑩こども課

3 地域子ども・子育て支援事業

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（ア）計画策定時の方向性

・子育て世帯における一時的な保育等を援助するため、藤の里ファミリー・サポート・センターを設置し、地域での育児援助を行います。

・年2回の新規提供会員向けの講習会の開催により、提供会員の確保に努めるとともに、依頼・提供会員の交流会を開催し、会員同士の交流の場を提供します。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ回／年）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
計 画 値	量の見込み	2,730	2,589	2,491	2,365	2,255
	確保の方策	2,730	2,589	2,491	2,365	2,255
実 績 値	実績	1,185				
	過不足 (実績-量の見込み)	△ 1,545				

（ウ）今後の方向性

登録児童の小学校卒業に伴う退会に比べ、新規依頼会員登録者が少なく、全体の減少が続いている。また、働く高齢者や共働きが増え、ボランティア活動に参加する人は減少傾向にあり、提供会員も減少している。必要な人に必要な支援が行えるよう、センター事業の周知啓発を進める。

⑩幼稚園型一時預かり事業（在園児の延長保育）

（ア）計画策定時の方向性

・在園児の保護者の要請に応じて、教育課程に係る教育時間の前後や夏休み等の長期休業期間に幼児教育を行います。

・他事業と機能や役割を整備し、体制を構築しながら継続的に事業を行います。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
計 画 値	量の見込み	100,998	96,836	89,690	86,854	86,522
	確保の方策	100,998	96,836	89,690	86,854	86,522
実 績 値	実績	119,470				
	過不足 (実績-量の見込み)	18,472				

（ウ）今後の方向性

幼稚園及び認定こども園での預かり保育事業は、利用申込みに対して100%の受け入れができています。

今後も、預かり保育事業に対して財政支援をすることで、保護者が安心して預かり保育を利用できる環境を継続していきます。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

⑪保育所型一時預かり事業（非在園児の一時的保育）

（ア）計画策定時の方向性

- ・保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間、保育所や認定こども園等で一時的な保育を行います。
- ・他事業と機能や役割を整備しながら、継続的に事業を行います。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

			R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計画値	一時預かり事業 （保育所、認定こども園）	量の見込み	4,995	4,789	4,436	4,295	4,279
		確保方策	4,995	4,789	4,436	4,295	4,279
	一時預かり事業 （その他）	量の見込み	5,552	5,405	5,234	5,089	5,037
		確保方策	5,552	5,405	5,234	5,089	5,037
実績値	一時預かり事業 （保育所、認定こども園）	実績	5,198				
		過不足 （実績-量の見込み）	203				
	一時預かり事業 （その他）	実績	5,398				
		過不足 （実績-量の見込み）	△ 154				

（ウ）今後の方向性

保育所型一時預かり事業のニーズは高いことがうかがえますが、利用申込みに対して100%の受け入れができています。

保育所型一時預かり事業は、緊急一時的に保育を必要とする子育て家庭にとって必要な事業であることから、今後も継続的に事業を実施していきます。

⑫時間外保育事業（延長保育事業）

（ア）計画策定時の方向性

- ・延長保育を希望するすべてのこどもを受け入れできている状態であり、現在の保育所等で行われている延長保育事業でニーズ量は充足されます。
- ・保護者の多様な就労形態を支援できるよう、延長保育の確保を図ります。

（単位：延べ人／年）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計画値	量の見込み	656	639	618	601	595
	確保の方策	656	639	618	601	595
実績値	実績	540				
	過不足 （実績-量の見込み）	△ 116				

（ウ）今後の方向性

時間外保育事業（延長保育事業）は、利用申込みに対して100%の受け入れができています。

時間外保育事業は、保護者の多様な就労形態を支援することを目的に行われていることから、今後も継続していきます。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

⑬病児・病後児保育事業

(ア) 計画策定時の方向性

・病児保育・病後児保育事業は、専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行います。
・各施設の定員数を勘案し算出しています。保護者の負担軽減と乳幼児の健全育成を図るため、今後も継続して事業を行います。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

(単位：延べ人／年)

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計 画 値	量の見込み	1,717	1,649	1,584	1,523	1,492
	確保の方策	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
実 績 値	実績	1,920				
	過不足 (実績-量の見込み)	203				

(ウ) 今後の方向性

令和7年度も病児保育施設3施設において、病児保育を実施し、病気により集団保育ができない児童の保育需要に対応しました。病中の児童を安心して預けられる環境を提供し、保護者の就労などの支援を行いました。今後も保護者への周知を図り、子育て支援と就労支援を図ります。

⑭実費徴収に係る補足給付事業

(ア) 計画策定時の方向性

・特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯に対して、幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。
・幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯及び小学校から数えて第3子の世帯に対して副食費の費用を助成します。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

(単位：延べ人／年)

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
利	量の見込み	40	40	40	40	40
	確保の方策	40	40	40	40	40
実 績 値	実績	28				
	過不足 (実績-量の見込み)	△ 12				

(ウ) 今後の方向性

対象の市内幼稚園1園の副食費助成と生活保護世帯及び低所得者世帯等への物品購入費への助成を行いました。今後も、引き続き、対象世帯への実費徴収額の助成を行うことで、保護者負担の軽減に努めていきます。また、助成対象世帯に対し、本事業の周知に努めます。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

⑮産後ケア事業

(ア) 計画策定時の方向性

・ 出産後 1 年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行います。今後、さらに利用しやすいよう事業を整備していきます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

			R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計 画 値	短期入所（ショートステイ）型	量の見込み	299	292	286	278	275
		確保方策	299	292	286	278	275
	通所（デイサービス）型	量の見込み	2,094	2,047	1,999	1,949	1,924
		確保方策	2,094	2,047	1,999	1,949	1,924
	居宅訪問（アウトリーチ）型	量の見込み	598	585	571	557	550
		確保方策	598	585	571	557	550
実 績 値	短期入所（ショートステイ）型	利用実績	85				
		確保数	207				
	通所（デイサービス）型	利用実績	570				
		確保数	1,561				
	居宅訪問（アウトリーチ）型	利用実績	64				
		確保数	288				

(ウ) 今後の方向性

量の見込みは、産婦の見込み数から試算したものです。産婦の実績人数が見込みを下回ったためサービス実績も見込みより下回っています。利用者数は昨年と比較し増加しており、産後ケアを必要とする人は増加していると思われます。また委託事業所が増えたことにより、利用ニーズに応じたサービス量の確保はできています。

妊娠期の面談等においてサービス内容の周知を行い、必要とする人が利用しやすいよう、引き続き委託事業所の確保に努めます。また利用者にアンケートを実施し、ケア内容の確認及び評価を行います。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

⑩子育て世帯訪問支援事業

(ア) 計画策定時の方向性

・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援します。

(イ) 年次計画 (計画値、実績値)

(単位：延べ人／年)

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計 画 値	量の見込み	12	14	16	18	20
	確保の方策	12	14	16	18	20
実 績 値	実績	2				
	過不足 (実績-量の見込み)	△10				

(ウ) 今後の方向性

2か所の事業所に委託し、支援が必要だと判断された家庭に対し事業を紹介しています。直接家庭に入っていく事業であるため、支援が必要な家庭との信頼関係を築きながら養育環境の改善のサポートを行っていきます。

⑪児童育成支援拠点事業

(ア) 計画策定時の方向性

・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行います。

・NPO法人の体制整備を図りながら、確保数を維持します。

(イ) 年次計画 (計画値、実績値)

(単位：延べ人／年)

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
利	量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	確保の方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
実 績 値	実績	702				
	過不足 (実績-量の見込み)	△598				

(ウ) 今後の方向性

NPO法人に委託し、週4回、214回実施しました。引き続き、支援が必要な児童が利用につながるよう、保護者との関係作りや小中学校、NPO法人との連携の強化に取り組んでいきます。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

⑩親子関係形成支援事業

(ア) 計画策定時の方向性

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行います。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計画値	量の見込み	106	106	106	106	106
	確保の方策	106	106	106	106	106
実績値	実績	112				
	過不足 (実績-量の見込み)	6				

(ウ) 今後の方向性

19

ペアレント・プログラムはこども発達支援課のみの実施から、令和7年度より地域子育て支援センターと共催で実施した。開催回数が2回になったことに加え、開催時期を春と秋にしたことで、市民が参加希望した際に速やかに対応することができた。保護者が安心して子育てしていけるように今後も継続して実施していく。

⑪多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(ア) 計画策定時の方向性

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受入体制構築の支援を行います。今後、国の指針等に基づき、検討していきます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
利	量の見込み	—	—	—	—	—
	確保の方策	—	—	—	—	—
実績値	実績	—				
	過不足 (実績-量の見込み)	—				

(ウ) 今後の方向性

現時点では実施の予定はありませんが、国の指針等に基づき、検討していきます。

重点事業 5 か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

⑳妊婦等包括相談支援事業

(ア) 計画策定時の方向性

・ こども家庭センターにおいて、妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
計 画 値	量の見込み	2,339	2,286	2,233	2,176	2,148
	確保の方策	2,339	2,286	2,233	2,176	2,148
実 績 値	実績	1,579				
	過不足 (実績-量の見込み)	△760				

(ウ) 今後の方向性

出産前から継続して妊婦やその配偶者・子育て世帯とつながりを保ち、気軽に相談できる環境や関係性を構築するために、妊娠届出時、妊娠後期、乳児家庭全戸訪問の際に対象者全員に面談を行い、必要に応じて適切な支援・サービスの提供につなげます。

乳児等通園支援事業者の認可について

(こども課)

1 乳児等通園支援事業とは

子ども・子育て支援新制度において創設された「こども誰でも通園制度」で、保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満児を対象に、就労要件を問わず、月10時間までの枠内で利用できる通園給付事業である。

認可基準は、「藤枝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市が認可する。

■施設設備・職員配置基準

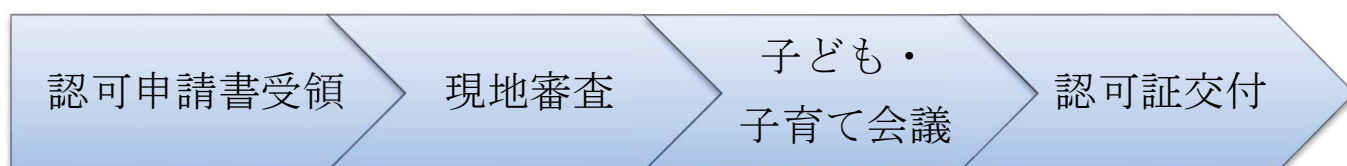
区分	面積基準(幼児1人あたりの面積)					職員配置		
	0～1歳		2歳		0～2歳共通	0歳	1～2歳	保育従事者資格
	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	便所			
一般型	1.65 m ² 以上	3.3 m ² 以上	1.98 m ² 以上	1.98 m ² 以上		3:1	6:1	保育士1/2以上
余裕活用型	各施設又は事業所の区分に定める基準と同様							

2 子ども・子育て会議の役割

児童福祉法第34条の15の規定により、市町村が乳児等通園支援事業者の認可をする際には、子ども・子育て会議において意見を聴くこととされている。

3 認可事務の流れ

事業者から提出された認可申請書類を基に、職員が現地審査を実施し、運営責任者への聞き取り調査及び設備基準・職員配置を確認する。



4 認可の協議

【新規】

(1)面積基準

No.	申請者	施設名称	所在地	区分	面積基準適合状況	
					必要面積	市確認面積
1	(福)若葉福祉会	プメハナ リ コども園	大東町 47-1	余裕活用品	64.00 m ²	78.14 m ²
2	(福)若葉福祉会	プメハナ リ コエルアこ ども園	兵太夫 505-11	余裕活用品	83.16	116.29
3	(学) 静岡聖母学園	藤枝聖母 幼稚園	茶町 1-2-51	一般型	3.96	61.00
4	(学) 静岡聖母学園	岡部聖母 幼稚園	岡部町内谷 1327-1	一般型	3.96	59.99
5	(株)ベツツ	プティ保育 園	駅前 3-14-14	余裕活用品	58.08	99.34
6	(株)ベツツ	プティ藤枝 南園	田沼 1-18-1	余裕活用品	31.68	100.3

※必要面積は、0から2歳児の人数に応じた数値を記載

(2)保育士配置基準等

No.	施設名称	保育士配置基準適合状況		重要事項説明書及 び運営規程の有無	緊急対応マニュアル 等の有無	備考
		必要人員	市確認人数			
1	プメハナ リコ ども園	4	10	○	○	余裕活用品
2	プメハナ リコ エルアこども園	5	13	○	○	余裕活用品
3	藤枝聖母幼稚 園	1	2	○	○	一般型
4	岡部聖母幼稚 園	1	1	○	○	一般型
5	プティ保育園	5	6	○	○	余裕活用品
6	プティ藤枝南園	3	7	○	○	余裕活用品

緊急対応マニュアル等・不審者・侵入者、火災・大地震、事故発生時、苦情解決、虐待防止

参考資料(関係法令等抜粋)

■児童福祉法

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

(略)

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置し

ている場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■藤枝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

(略)

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等

通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

特定乳児等通園支援事業者の確認について

(こども課)

1 確認とは

子ども・子育て支援法第 54 条の2第2項の規定に基づき、財政支援(乳児等支援給付費)の対象となる施設であるかどうかを市町村が確認すること。

確認する項目は、子ども・子育て支援法施行規則及び藤枝市特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を定める条例等による。

2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第 54 条の2第3項の規定により、市町村が特定乳児等通園支援事業者の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

3 利用定員に関する基準

特定乳児等通園支援事業者は、条例で定める基準に基づき、1時間当たりの利用定員を設定する。

4 利用定員の設定に関する留意事項

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けた子どもが利用する時間数や事業所の開所日数及び時間、その他の事情を考慮して 1 月ごとの利用定員を定める。

5 確認する施設

【新たに設定するもの】

No.	設置者	施設名称	区分	参考		
				特定教育・保育施設		利用定員の空き枠
				利用定員数	入所者数	
1	(福)若葉福祉会	ブメハナ リコこども園	余裕活用型	24	23	1
2	(福)若葉福祉会	ブメハナ リコエルアこども園	余裕活用型	30	30	0
3	(学)静岡聖母学園	藤枝聖母幼稚園	一般型	2	—	2
4	(学)静岡聖母学園	岡部聖母幼稚園	一般型	2	—	2
5	(株)ベッツ	ブティ保育園	余裕活用型	9	—	9
6	(株)ベッツ	ブティ藤枝南園	余裕活用型	9	—	9
計			—	—	—	23

※1 利用定員数は、特定教育・保育施設の利用定員数から入所者数を差し引いた人数となる。ただし、職員配置や入所者数の増減により、受け入れられる人数は変動する。

参考資料(関係法令等抜粋)

■子ども・子育て支援法

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■子ども・子育て支援法施行規則

(準用)

第四十四条の二 前款(第三十九条第十三号及び第十七号並びに第四十四条第五号を除く。)の規定は、特定乳児等通園支援事業者について準用する。(以下、省略)

【参考】

第二款 特定地域型保育事業者

(特定地域型保育事業者の確認の申請等)

第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業

所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 地域型保育事業の認可証等の写し
(省略)
- 十三 法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準
(省略)
- 十七 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第四十二条第一項各号に掲げる事項に係る連携施設(同条第二項の場合にあつては、同条第一項第一号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第三項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第四項の場合にあつては、同条第一項第二号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第五項に規定する代替保育連携協力者とする。)又は同条第八項に規定する居宅訪問型保育連携施設(別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。)の名称
(省略)